

## 諮問第 2 号

### 下水道使用料の督促に関する処分に係る審査請求について

下水道使用料の督促に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第 231 条の 3 第 7 項の規定により諮問する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 審査請求人

\* \* \* \* \*

#### 2 審査請求の年月日

平成 26 年 1 月 27 日

#### 3 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者による次の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

督促状発行日 平成 25 年 12 月 26 日

金額 144, 370, 575 円

納入事由 平成 4 年 4 月分から平成 20 年 9 月分までの下水道使用料

#### 4 審査請求の理由

本件処分の下水道使用料の請求権は、消滅時効が成立しており、存在しない請求権を前提とする本件処分は、違法である。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 昭和54年5月10日、審査請求人は、本市に対し、地下水揚水に係る届出書を提出した。
- 2 審査請求人は、遅くとも昭和57年2月には、本市に対し、揚水した地下水の水量等測定報告書を提出した。
- 3 平成4年4月、審査請求人は、浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための排水設備の工事を実施し、本市の検査を受け、公共下水道の使用を開始したが、排水した地下水について公共下水道を使用する旨の届出をしていなかった。
- 4 平成22年11月15日、本市は、審査請求人の事業所において現地調査を行い、当地で揚水した地下水が公共下水道へ排水されていることを確認した。
- 5 平成25年10月21日、本市は、審査請求人に対し、平成4年4月分から平成20年9月分までの下水道使用料144,370,575円の納入の通知に係る徴収に関する処分（以下「納入通知処分」という。）を行った。
- 6 平成25年11月19日、審査請求人は、納入通知処分について、本市に対し、審査請求を行った。
- 7 平成25年12月26日、本市は、審査請求人に対し、平成4年4月分から平成20年9月分までの下水道使用料144,370,575円の督促に関する処分（以下「督促処分」という。）を行った。
- 8 本事件は、平成4年4月分から平成20年9月分までの下水道使用料の請求権が時効により消滅しているとして、督促処分の取消しを求めるため、審

査請求がなされたものである。